

令和2年第2回広尾町議会定例会 第1号

令和2年6月9日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 会期の決定について
- 4 行政報告
- 5 教育行政報告
- 6 令和2年度町政執行方針
- 7 令和2年度教育行政執行方針
- 8 報告第 5号 繰越明許費繰越計算書について
- 9 報告第 6号 株式会社広尾産業流通振興公社の経営状況について
- 10 報告第 7号 専決処分の報告について
- 11 報告第 8号 専決処分の報告について
- 12 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
- 13 同意第 3号 広尾町農業委員会の委員の任命について
- 14 同意第 4号 広尾町農業委員会の委員の任命について
- 15 同意第 5号 広尾町農業委員会の委員の任命について
- 16 同意第 6号 広尾町農業委員会の委員の任命について
- 17 同意第 7号 広尾町農業委員会の委員の任命について
- 18 同意第 8号 広尾町農業委員会の委員の任命について
- 19 同意第 9号 広尾町農業委員会の委員の任命について
- 20 同意第10号 広尾町農業委員会の委員の任命について
- 21 同意第11号 広尾町農業委員会の委員の任命について
- 22 同意第12号 広尾町農業委員会の委員の任命について
- 23 同意第13号 広尾町農業委員会の委員の任命について
- 24 議案第49号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院中期計画の一部変更の認可について
- 25 議案第50号 工事請負契約の締結について
- 26 議案第51号 広尾町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 27 議案第52号 広尾町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 28 議案第53号 広尾町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 29 議案第54号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 30 議案第55号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

- 31 議案第56号 広尾町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 32 議案第57号 令和2年度広尾町一般会計補正予算（第6号）について
- 33 議案第58号 令和2年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第1号）について
- 34 議案題59号 令和2年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 35 議案第60号 令和2年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 36 議案第61号 令和2年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について
- 37 議案第62号 令和2年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 38 議案第63号 令和2年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について
- 39 議案第64号 令和2年度広尾町病院事業債管理特別会計補正予算（第1号）について
- 40 議案第65号 令和2年度広尾町水道事業会計補正予算（第2号）について

○出席議員（13名）

1番 松田 健司	2番 浜野 隆
3番 萬亀山 ちず子	4番 前崎 茂
5番 北藤 利通	6番 志村 國昭
7番 星加 廣保	8番 山谷 照夫
9番 渡辺 富久馬	10番 小田 雅二
11番 旗手 恵子	12番 浜頭 勝
13番 堀田 成郎	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章
兼総務課長（事務取扱）	田 中 靖 章
会 計 管 理 者	山 崎 勝 彦
兼 出 納 室 長	山 崎 勝 彦
総 務 課 長 補 佐	柏 崎 弥 香 子
併 総 務 課 参 事	西 内 努
併 総 務 課 主 幹	山 岸 雄 一
併 総 務 課 主 幹	木 幡 幸 雄
企 画 課 長	雄 谷 幸 裕
企 画 課 長 補 佐	及 川 隆 之
住 民 課 長	齊 藤 美 津 雄

住 民 課 長 補 佐	佐 藤 直 美
住 民 課 長 補 佐	楠 本 直 美
兼 住 民 課 長 補 佐	佐 藤 清 美
保 健 福 祉 課 長	宝 泉 大
兼 老 人 福 祉 セ ン タ ー 所 長	宝 泉 大
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	村 上 洋 子
健 康 管 理 セ ン タ ー 長	佐 藤 清 美
保 健 福 祉 課 子 育 て 支 援 室 長	浜 頭 力
保 健 福 祉 課 子 育 て 支 援 室 長 補 佐	山 崎 義 和
認 定 こ ど も 園 ひ ろ お 保 育 園 長	道 尚 子
認 定 こ ど も 園 ひ ろ お 保 育 園 副 園 長	成 田 ま ゆ み
兼 豊 似 保 育 所 長	成 田 ま ゆ み
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	金 石 輝 義
兼 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	金 石 輝 義
農 林 課 長	平 浩 則
兼 町 営 牧 場 長	平 浩 則
水 産 商 工 観 光 課 長	室 谷 直 宏
建 設 水 道 課 長	前 田 憲 一
建 設 水 道 課 主 幹	北 藤 盛 通
兼 下 水 終 末 処 理 セ ン タ ー 長	前 田 憲 一
港 湾 課 長	森 谷 亨
港 湾 課 長 補 佐	安 岡 伸 弘

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	菅 原 康 博
管 理 課 長	山 岸 直 宏
管 理 課 長 補 佐	山 畑 裕 貴
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	山 岸 達 也
社 会 教 育 課 長	小 川 浩 司
兼 図 書 館 長	小 川 浩 司
兼 海 洋 博 物 館 長	小 川 浩 司

〈 選 挙 管 理 委 員 会 〉

委 員 長	辻 田 廣 行
併 書 記 長	白 石 晃 基

〈 監 査 委 員 〉

代 表 監 査 委 員	大 林	忠
併 書 記 長	白 石 晃	基

〈 公 平 委 員 会 〉

委 員 長	木 下	利 夫
併 書 記 長	白 石 晃	基

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長	今 村	弘 美
事 務 局 長	西 脇	秀 司
事 務 局 次 長	寺 井	真

○出席事務局職員

事 務 局 長	白 石 晃	基
事 務 局 次 長	保 坂 一	也
総 務 係 主 事	西 村	萌

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、令和2年第2回広尾町議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、浜野隆議員、8番、山谷照夫議員を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程第2、諸般の報告を行います。
6月4日に議会運営委員会が開催され、報告書はお手元に配付しておりますので、委員会報告は省略します。
次に、議会の動向ですが、各自お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思えます。
次に、本定例会に町長から報告4件、承認1件、同意11件、議案17件を受理しております。ほかに意見書案4件を受理しております。
次に、説明員の出席につきましては、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申出のあった関係者の出席を求めています。
次に、監査委員より令和2年2月から4月までの例月出納検査の報告があり、報告書は各自お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思えます。
また、一部事務組合議会の報告につきましても配付しておりますので、ご覧いただきたいと思えます。
一般質問は4人の議員から通告があり、6月11日に行います。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。
この件は、さきに議会運営委員会が開催され、審査結果については配付した報告書のとおりであります。本件に対する委員長の報告は、本日9日から6月12日までの4日間とするものです。
お諮りします。委員会の報告のとおり会期は本日9日から12日までの4日間にしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日9日から6月12日までの4日間とすることに決しました。

◎日程第4 行政報告

1、議長（堀田） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 令和2年第2回定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。
行政報告をさせていただきます。

まず、1点目の令和元年度広尾町北方圏交流振興会の決算状況についてであります。

令和元年度の決算状況は、サンタメール事業の収入が1,354万3,240円、支出が1,285万5,661円で、収支差額68万7,579円が翌年度繰越額となっております。

次に、サンタメールの申込件数及び発送通数であります。申込件数は4,435件で、メールの発送通数が1万5,311通となりまして、前年より件数で1,446件増加したところではありますが、発送通数では479通少ない結果となりました。

申込件数が増えた主な要因としては、サンタメールに社会性のある役割を担う取組として、平成26年から進めております子供の夢を応援するプロジェクトに賛同される方が増えたことなどによるものと思われまます。また、発送通数につきましては、郵便や大口による申込減によるものと考えられます。今後の対策といたしまして、さらなる情報発信により力を注ぐとともに、申込方法の簡素化に対応していく所存であります。

次、2点目の平成31年度一般社団法人広尾町水産加工排水処理公社の決算状況についてであります。

平成31年度の決算状況は、排水処理量2万3,984立方メートル、稼働日数は365日となっております。

収支の状況であります。収入金額1,612万4,649円に対し、支出金額1,610万6,096円で、差額の1万8,553円が当期剰余金となったところであります。

3点目の国民健康保険病院医師の退職についてであります。

平成24年4月から内科医長として勤務いただいております竹中医師が、本年8月31日をもって退職されることになりました。竹中医師におかれましては、この間、地域住民に寄り添った医療を提供いただき、老人ホーム管理医や認知症サポート医として本町の医療・介護にご尽力をいただいたところであり、ご労苦に対し、心から敬意を表するとともに、新たな病院でのご活躍を期待するところであります。

後任の医師につきましては、旭川医科大学から医師の派遣が予定されております。この旭川医科大学が広尾町国保病院へ医師を派遣する計画につきましては、病院の中期計画にも示されている医育大学との連携強化となるところであります。

なお、旭川医科大学が地方の公立病院をサポートする今回の計画は、広尾町国保病院の北海道で

の地域包括ケアに関する積極的な取組を評価されてのことであり、国立大学としては初めてのケースと伺っております。詳細につきましては、後日発表される予定であります。

4点目の特別定額給付金事業の進捗状況についてであります。

特別定額給付金事業の基準日であります4月27日現在の本町の住民基本台帳に記録されている方は6,613人、世帯数で3,315世帯であります。オンライン申請は、5月8日午前9時から受付が開始されました。申請書の発送は5月11日午後に郵便局に引き継ぎ、13日から配達が始まり、15日には町内一通りの配達が完了したと報告を受けております。5月13日の午後から郵送分の受付が開始され、6月5日現在の申請状況はオンライン申請が48件、窓口・郵送による申請が3,146件、合計3,194件で、4月27日現在の世帯数に対する割合が96.3%であります。

次に、支給状況ですが、第1回目は5月18日にオンライン申請された方の76人分を口座振り込みしております。6月5日現在では6,370人分、6億3,700万円を支給しております。4月27日現在の給付対象者数の割合では、96.3%になります。緊急経済対策としての趣旨を踏まえ、関係機関と連携して未申請の方の対応を進めてまいりたいと考えております。

5点目の新型コロナウイルス感染症消費対策の状況について、6月5日現在の状況を報告いたします。

1点目の3月30日開催の第1回臨時会においてお認めをいただきました中小企業支援対策につきまして、500万円まで運転資金を借り入れ、その全額の子と保証料を補給する制度につきましては、28件の方が利用され、2億3,370万円を借り入れております。また、既存融資に対する据置きを申し込まれた件数はゼロ件でありまして、現在のところ利用がありません。

2点目のひろお飲食店応援クーポンにつきましては、配布枚数6,607枚のうち、1,846枚が利用され、14件の事業者に84万1,500円が交付されたところであります。

3点目の広尾町商工会が発行したひろお飲食店応援プレミアムクーポンにつきましては、販売枚数6,000枚のうち、1,480枚が利用され、13件の事業者に70万8,000円が交付されております。

4点目の5月8日開催の第2回臨時会でお認めをいただきました中小企業緊急支援事業給付金につきましては、74事業者が1,945万9,000円申請され、6月5日までに53件の1,779万7,000円を給付したところであります。

5点目ですが、同給付金に係る上下水道使用料等の減免状況につきましては、5月分として上水道利用料で41件の17万6,660円、下水道使用料で35件の13万1,868円、簡易水道使用料で1件の1万1,220円、個別排水使用料で1件の3,190円の減免を行ったところであります。

6点目の第5次広尾町まちづくり推進総合計画「第3期実施計画」の見直しについてであります。

第5次広尾町まちづくり推進総合計画実施計画の見直しにつきましては、財政状況や社会経済情勢等の変化に対応するため、3年ごとに見直しを行うほか、必要に応じて事業の追加や修正など軽微な見直しを行っており、今回は令和2年度に実施する新規事業の追加、事業内容の変更を行うものであります。

お手元の行政報告資料の「第3期実施計画」の見直しについてをご覧いただければと思います。

初めに、雑海藻駆除事業についてであります。昆布の藻場の維持回復を図るため、道の事業に加

え、広尾漁協単独の事業として実施することから、町が事業費の2分の1の補助金を支出するものであります。事業年度は令和2年度からの実施を予定しておりまして、全体事業費630万円のうち、町の補助金は315万円となっております。

次に、幹線林道大丸山線整備事業についてであります。大丸山の頂上へ向かう大丸山線林道については、のり面が風化し、これまで小規模の落石などが見られてきたことから、のり面の改良整備を実施し、通行車両や歩行者の安全確保を図るものであります。令和2年度は調査設計を行い、事業費は343万2,000円、財源として国と北海道の補助金、過疎対策事業債を予定しているところであります。

次に、医療機器・設備整備事業についてであります。

国民健康保険病院の医療機器整備と、それに伴う施設の増築を行います。事業費は、医療機器整備で1億39万6,000円、施設増築で1億978万円の合計2億1,017万6,000円を予定しておりまして、財源として、国、北海道からの交付金と過疎対策事業債、公営企業債を予定しているところであります。

次に、並木通東2・3丁目道路についてであります。冬期間の凍上により、路面の劣化が進み、車両の通行に支障を来している町道の2路線の路盤改良舗装を行うものであります。事業費は3,765万3,000円を予定しており、財源として過疎対策事業債を予定しています。

次に、並木通東2丁目第2号幹線道路についてであります。冬期間の凍上により、路面の劣化が進み、車両の通行に支障を来している町道の路盤改良舗装を行うものでありまして、令和2年度は調査設計を行い、事業費は743万6,000円、財源として過疎対策事業債を予定しております。

次に、西通排水区流末整備事業についてであります。老朽化及び土砂流出により破損した西2条1丁目から西広尾川への雨水排水路の改修を行うものであります。事業費は9,900万円、財源として過疎対策事業債、公共下水道事業債を予定しているところであります。

今回の見直しによりまして、令和2年度の年度別事業費の総額が3億2,895万7,000円の増となりまして、見直し後の事業費の合計であります。29億7,398万円となるものであります。

これらの事業の見直し案につきましては、4月24日に書面により開催したまちづくり推進計画委員会におきまして、全件承認を受けているところであります。

7点目の第6次広尾町まちづくり推進総合計画の策定経過と今後のスケジュールについてであります。

令和3年度を初年度とする10年間の「第6次広尾町まちづくり推進総合計画」につきましては、平成31年1月に策定作業に着手し、以後9回にわたる広尾町まちづくり推進計画委員会での協議を経て、5月19日、計画素案の具申をいただいたところであります。

計画素案では、まちづくりを進めるに当たって、「まちの目指す将来像」を定め、それを実現するための5つの基本目標と12の政策から成る基本構想及び7つの重点プロジェクトと38の施策から成る基本計画が示されています。これら基本構想や基本計画に基づき、現在、実施計画の素案の策定作業を進めているところであります。

今後のスケジュールといたしましては、6月下旬から7月上旬までの時期に議員協議会等の場に

おきまして計画原案の説明をさせていただき、広報7月号の発行時期に合わせ1か月程度の日程でまちづくり意見公募手続を実施したいと考えております。並行して、役場内部における検討や町内団体などとの懇談を行いまして、それらによる修正を反映した計画案を実施計画を含めた形でまとめ、9月定例議会におきまして提案をさせていただき、12月定例議会において議決をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

8点目の農山漁村ホームステイ事業の受入れ中止についてであります。

広尾町ホームステイ受入れ協議会の事業であります東京都荒川区立尾久西小学校の児童を受け入れる「子ども農山漁村ホームステイ事業」につきまして、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、今年度の受入れを中止することになりましたので報告をいたします。

また、NPO法人食の絆を育む会が主催する修学旅行の高校生を対象とする「農村ホームステイ事業」の本年6月と7月の受入れにつきましても、同様に中止になったところであります。

なお、毎年冬の時期に実施しております受入れ家庭が尾久西小学校を訪問する交流事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の収束の状況を見ながら、今後、実施の可否を判断してまいりたいと思っております。

9点目のふるさと夏まつり及び仮装盆踊り大会の中止についてであります。

ふるさと夏まつりと仮装盆踊り大会は、8月14日に開催を予定しておりましたが、商工会と協議の上、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、やむを得ず中止とすることになりましたので、ご理解をいただければと思っております。

以上で、行政報告とさせていただきます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

◎日程第5 教育行政報告

1、議長（堀田） 日程第5、教育行政報告を行います。

教育長から教育行政報告の申出がありますので、発言を許します。

菅原教育長、登壇願います。

1、教育長（菅原） 2件について教育行政報告をさせていただきます。

初めに、令和2年度西海市小学生親善交流事業及び広尾町中高生等海外研修派遣事業の中止についてであります。

先般、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言は解除となっておりますけれども、秋以降、新型コロナウイルス感染拡大の第2波、第3波が予想されることなどから、西海市と打合せを行った結果、7月末に本町から親善交流団を派遣する予定でありましたけれども、本年度は中止とさせていただきます。

また、中高生等海外研修派遣事業については、既に4月に予定をしておりましたカナダからの高校生の受入れを中止しております。現在までカナダ、アメリカの両国とも新型コロナウイルス感染

症が収まっておらず、本事業についても今年度は中止をさせていただきます。

次に、社会教育施設の運営についてであります。

新型コロナウイルス感染防止対策として閉鎖をしておりました社会教育施設の運営について、報告をさせていただきます。

この中で、脱衣室や施設内の密が避けられない町民プールにつきましては、当面の間、運営を見送り、老朽化が著しいキャンプ場につきましては、利用者の多くが町外の方であることに着目をして、今年度の営業は取りやめることといたしました。

また、小中学校の体育館等の開放授業につきましては、今後の学校の運営に支障を来さないよう今年度の学校開放授業を取りやめることとし、ほかの体育館の利用に振り分けることといたしました。

この間、多くの町民の皆様のご協力をいただき、町外、特に札幌方面からの利用者の制限について相当な効果が得られたものと考えております。今後、各施設の利用に当たっては、消毒剤の利用、手洗いの励行、小まめな換気や利用者名簿への記入など、今までとは違う対応をお願いすることといたしました。

今後においても、道内ウイルス感染対策に適切に対応することとし、町内でのクラスター発生阻止に万全を期してまいりたいと考えております。

以上で、教育行政報告とさせていただきます。

1、議長（堀田） 以上で、教育行政報告を終わります。

ただいまの行政報告及び教育行政報告に対する質問は、11日の一般質問時に発言を許しますので、本日の午後3時までに具体的内容を記載した文書をもって通告願います。

◎日程第6 令和2年度町政執行方針

1、議長（堀田） 日程第6、令和2年度町政執行方針について説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） それでは、令和2年度町政執行方針を申し上げます。

最初に、町政に臨む基本姿勢についてであります。

初めに、令和2年第2回広尾町議会定例会の開会に臨み、4期目の町政を担うに当たり、本年度の町政運営の所信を申し述べ、議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、平成20年4月の町長就任以来、これまで3期12年間、「地域の自立と豊かな暮らし」の実現を目指し、町民の皆様や議員の皆様のご指導をいただき、多くの課題解決に全力を上げて取り組んでまいりました。

3期目は、特に町立病院の地方独立行政法人化による改革、認定こども園の開設、学校の耐震改修の完了、介護・福祉の充実、行財政改革の実施等、厳しい社会経済状況の中で町政を前進できたのも皆様のご理解とご支援のたまものであります。

4期目に向けまして、寄せられた信頼と期待に応えるべく一層の努力をしてまいります。

今日の重要課題は人口減少問題に直面していることでもあります。

人口は、過去50年で半減し、今後25年でさらに約半減する予測がされ、減少率が加速しています。人口減少を緩やかにするためには、あらゆる施策に意識を持って取り組み、成果を上げることが重要であり、広尾町の地方創生につながっていくこととなります。

もう一つの重要課題は、減災・防災、そして新型コロナウイルス感染拡大など不測事態への危機管理対策です。

近年、全国で想像を超える災害が発生しており、今後、高い確率で千島海溝地震が発生し、26メートルを超える津波が予測されています。

また、新型コロナウイルスは、世界中に感染が拡大し、いまだに予断を許さない状況が続き、我々の命が脅かされています。

国は、新型インフルエンザ特措法に基づく緊急事態宣言を全国に発出し、北海道は特定警戒地域とされ、住民活動の自粛や経済活動の休業要請等により地域経済と町民の暮らしに極めて深刻な状況が出ています。緊急事態宣言は解除されましたが、再び流行の波が来ることを念頭に感染予防対策を進め、社会経済活動の再開を両立していかなければなりません。大きな影響を受けている商工事業者の事業継続、雇用確保、さらに漁業者、農業者に対しても振興策を図ってまいります。

このほかにも、産業振興、港湾・商工振興、高規格幹線道路の延伸、福祉・医療、教育、健全な財政運営など課題は山積しています。

これらの課題に懸命に向き合い「活力ある安心なまちづくり」を強力に進め、次世代に夢あふれる町として引き継ぐために全力を尽くしてまいります。

次に、主要施策の展開についてであります。

1番目として「活力が湧き出るまち」であります。

1つ目、水産業の振興についてであります。

本町の基幹産業である漁業を取り巻く情勢は、秋サケをはじめとする主要魚種の大幅な減産や魚価の低迷等による漁業経営の悪化、担い手の減少、高齢化の進行等により、依然として厳しい状況となっております。

国は、適切な資源管理と成長産業化のため、資源管理措置並びに漁業許可及び免許制度等の基本制度を見直す新たな施策を進めようとしており、関係法令が適切に運用されるよう北海道や関係機関と連携して取り組んでまいります。

増養殖事業については、前浜資源の早期回復と安定化を図るため、環境に合わせた適切な管理を行うべく、漁業協同組合や関係機関と連携を密に進めてまいります。

昆布については、昆布漁場の機能維持と資源回復のため、雑海藻の駆除を国の水産多面的機能発揮対策事業により継続実施するとともに、町としても拡充支援してまいります。

また、サケのふ化放流やウニなどの安定増大に向けた事業や販路拡大の取組を支援してまいります。

マツカワについては、北海道栽培漁業振興公社から5万尾を購入し、飼育・放流事業を管内4町

3漁協の広域連携により、引き続き進めてまいります。

漁業金融支援については、漁業経営の安定を図るため、漁業近代化資金をはじめ各資金の利子補給等を継続実施してまいります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大により水産物の価格低下などの影響を受けている漁業者に対し、新たな活力資金の借入れに対する利子補給や必要な漁業振興策について、漁業協同組合と協議を進め支援してまいります。

2つ目の農業の振興についてであります。

一昨年の暮れ以降、大型自由貿易協定が相次ぎ発効され、関税の段階的削減や輸入枠の拡大により、国産農畜産物の価格低下など、農業及び関連産業を含めた地域経済への影響が懸念されています。国は、経営安定対策等の実現予算として3,250億円を2019年度補正予算で措置しましたが、まず、その対策が着実に実施されるよう、引き続き関係団体と連携し、国に対して丁寧な情報提供を求めてまいります。

本町の農業は、地域経済を支える重要な産業基盤として大きな役割を果たし、ここ数年来、酪農・畜産情勢は、乳価の上昇や個体価格の高値安定が継続し、農業生産額や生乳生産量は堅調に伸びてまいりました。

しかし今、コロナ禍の牛乳・乳製品や肉用牛は、急速な需要構造の変化で、数か月前には想像できなかった事態が予測されます。

あらゆる状況、動向を注視し、現場の影響に対応しながら、収束後に、速やかな経済回復を実現させるため、地域農業や農政の在り方をしっかり議論し、その振興活性化を図ってまいります。

将来の広尾農業を支える多様な経営体の育成への取組であります。担い手の確保及び後継者対策は喫緊の課題であり、幅広い層から挑戦を後押しする環境の整備に取り組んでまいります。

また、小規模な酪農家に、経営を維持し続けてもらうことが本町の幸せにつながるとの考えの下、次世代へつなぐ農業支援の新たな制度設計に、農協はじめ生産現場と連携して取り組んでまいります。

さらに、多様な農業生産と魅力ある農村環境の確立を目指し、畜産クラスター事業をはじめとする諸制度の活用により、生産基盤の整備や経営の合理化など、持続性のある足腰の強い農業の実現を目指してまいります。

家畜ふん尿処理につきましては、農協営によるバイオガスプラント導入の可能性について、引き続き、十勝バイオガス関連事業推進協議会における調査研究や国、電力会社等への要請活動の取組を進めるなど、資源循環型農業の促進に努めてまいります。

家畜伝染病対策については、家畜自衛防疫推進協議会を中心に関係機関・団体と連携し、感染防止に向けた迅速な取組を進めます。牛のヨーネ病については、今後も一層の清浄化に努めてまいります。

3つ目の林業の振興についてであります。

地域温暖化防止や水資源の涵養、大気の浄化など、公益的な機能を有する森林の役割がますます重要となっていることから、引き続き、道や森林組合と連携し、森林の適正かつ計画的な維持管理

を図るとともに、国・道の事業を活用し、植えて・育てて・利用して・また植えるという森林資源の循環利用を推進してまいります。

また「広尾町地域材利用推進方針」に基づき、地元の木材を地元で使う「地材地消」の促進に努めるとともに、森林認証制度や木材の加工、乾燥技術など、本町の林産資源を活用した製品供給基地化に向けた取組を、事業者の皆さんと推進してまいります。

一方、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大で、主力であるカラマツ等の原木の行き場が滞留するといった事態が起こっており、森林整備事業の大幅な減少で影響を受ける林業事業者の事業活動や生産体制の継続を後押しするため、森林組合と協議を進めてまいります。

このほか、本年度から森林環境譲与税が増額される見通しであり、「森林環境譲与税の活用に向けた基本方針」に沿った町独自事業の検討を加速し、森林環境の整備を進めてまいります。

4つ目の十勝港の利活用についてであります。

重要港湾「十勝港」は、日本有数の食糧基地を背後圏に持ち、農業をはじめとした流通拠点港として、また、漁業水産基地として、その役割は非常に大きなものとなっています。昨年の貿易額は、150億1,400万円と9年連続で100億円を上回るとともに、入港隻数は86隻と過去最高を記録し、地域産業の発展に大きく寄与しております。

本年1月には、管内農業関係者や商工会、経済関係者、荷役運送等物流関係者の皆さんを対象に、物流拠点としての十勝港の役割を考える「十勝港ポートセミナー」を開催し、農産物の安定供給や輸送コストの低減などの様々なメリットや十勝港の優位性について改めて知っていただく機会となりました。

今後も飼料コンビナート関連企業や農業関連企業等の誘致に取り組むとともに、物流拠点港としての新たな定期航路開設に向けた取組やクルーズ船の寄港など、十勝港港湾振興会と連携しながら、港の利活用の促進に向けた取組を展開してまいります。

また、港湾施設の安全利用については、維持管理計画に基づく点検診断を実施してまいります。

5点目の商工業の振興についてであります。

昨年10月に消費税が増税され、今後の景気への影響など不透明感が拭えない状況にある中、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響や消費人口の減少による売上げの伸び悩み、人口減に伴う働き手の不足、さらには経営者自身の後継者不在等により廃業を選択せざるを得ないなど、引き続き厳しい経営環境にあります。

商工業の振興については、中小企業の経営の近代化を促進するため、以前より取り組んでいる町融資制度の利子補給や保証料の補填を引き続き実施するなど、支援してまいります。

また、緊急経済対策の一環として実施してきた住宅リフォーム支援事業については、町内経済の好循環や消費拡大が図られるよう継続して実施してまいります。

さらには、新型コロナウイルス感染予防対策などにより影響を受ける中小企業に対し、効果的な支援が図られるよう今後も情報収集に努め、適切に対応してまいります。

そのほか、商工会が取り組む経営改善普及事業や地域振興事業に対する支援を継続してまいります。

「ふるさと納税」については、総務省通知に基づく適正な制度運用に努め、地域経済の活性化を促進させるよう各事業者と情報を共有しながら連携して進めてまいります。

6点目の観光振興とサンタランドについてであります。

観光振興については、広尾町観光協会をはじめ十勝観光連盟、四町広域宣伝協議会、日高東部・十勝南部広域連携推進協議会と地域間連携を強化させ、各地域の長所を生かした広域観光を推進してまいります。

交通アクセスの向上等などにより、十勝圏域における観光客の増加が期待できる環境が整う中、さらなる交流人口の拡大を目指し、町内イベントの充実、海産物をはじめとする特産品のPR活動、バスツアー誘致に向けた取組などを強化し、にぎわい拠点づくりを目指してまいります。

ししゃもをはじめとする特産品の魅力発信事業については、スタンプラリーやフェアの定期的開催など観光協会と連携し、さらなる向上を図ってまいります。

新型コロナウイルス感染拡大の影響に考慮し、つつじまつり及び十勝港花火大会を中止としましたが、今後予定されているイベントについては、より多くの方楽しんでいただけるよう関係機関と連携して進めてまいります。

日高山脈襟裳国定公園の国立化については、早期指定に向け、町民意識の醸成向上活動を実施するとともに、関係機関と連携した要請活動を行ってまいります。

サンタランド事業については、引き続き大丸山森林公園を中心にイルミネーションの充実を図るとともに、花畑整備など一層魅力あるサンタランドとしての景観づくりを進め、通年で観光客を誘導できるよう様々な情報媒体の活用により、情報発信をしてまいります。

広尾サンタランドの理念「愛と平和 感謝と奉仕」を実践するため、その核となるサンタメールを充実させるとともに、「子供の夢を応援するプロジェクト」を協力企業や地域を交えて進め、継続実施してまいります。

また、北海道観光振興機構の補助を活用し、「ひろおサンタプロジェクト推進協議会」を組織させ、地域の魅力を生かした観光地づくりを進めてまいります。

大きな2点目であります。「幸せを感じるまち」であります。

1点目の高齢者、障がい者福祉と介護サービスについてであります。

高齢者福祉や障がい者福祉の制度ごとの縦割りや、「支え手」「受け手」という関係を超えて、町民や地域の多様な機関が「我がごと」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、町民一人一人の暮らしと生きがいを創る「地域共生社会」の推進が、より一層重要となっております。

医療や介護が必要となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の充実を図ってまいります。

コミュニティソーシャルワーカーを継続して配置し、地域の困り事への対応や支え合いなどの支援体制の充実を図り、地域福祉を推進してまいります。

避難行動要支援者の円滑かつ安全な避難を確保するため、要支援者に関する情報収集や、データ

の更新を継続して実施し、関係機関への情報提供と避難支援体制の整備を進めてまいります。

NPO法人「の一まひろお」が運営する多機能型事業所「ゆうゆう舎」の新築移転に対し財政的支援を行い、障がい者の就労や地域交流をサポートするなど、障がい者が社会の一員として尊重され、自らの意思に基づき地域の社会活動に参加し、自立して暮らせるよう、さらなる障がい者福祉の向上に努めてまいります。

高齢化が進む中、地域で運営している「いきいき百歳体操」の普及や介護予防事業を継続し、主体的に介護予防に取り組む高齢者の増加を目指します。さらに、保健と介護の一体化の推進とリハビリ等の専門職との協働により、心身の活動機能の低下により要介護状況に近づく「フレイル」の予防と重度化防止に努めてまいります。

また、「地域づくりから育つ ひろおの支え合い」を目標に、交流サロン活動のほか、様々な担い手や地域で見守り支え合う生活支援体制を構築します。買物に困難を来している高齢者の方には、自宅にしながら生活に必要なものを入手できるよう、「宅配便利帳」を整備し、活用の推進に努めてまいります。

さらに、高齢者の方が適切な医療・介護サービスを安心して受けられるよう、相談支援体制の充実と多職種協働による医療・介護連携の推進に努めてまいります。

今後も増加が見込まれる認知症に関しては、認知症サポーター養成講座の開催や、認知症の方やその家族が気軽に参加できる「認知症カフェ」の充実を図り、認知症になっても希望を持って日常生活を送ることができるよう、取組を進めてまいります。

継続した介護サービスの提供が行われるよう、サービスの担い手を育成するために介護職員初任者研修を開催し、介護人材の確保に向けた取組を進めてまいります。

養護老人ホームと特別養護老人ホームの運営については、入所者が安心して自立した生活を送るために、入所者の自主的な活動を支援する体制を確立し、入所者が生きがいを持ち、日々穏やかな生活が送れるよう、地域住民やボランティアの協力をいただきながら、引き続き入所者の介護ニーズを尊重した施設サービスの創意工夫・充実に努めてまいります。

本年度から給食調理業務を民間委託し、安全でかつ効率的、継続的に個々の状態に応じた適切な食事提供を行い、食事が入所者の楽しみとなるよう取り組んでまいります。

また、施設の整備・維持を図るとともに災害時等の危機管理体制を確立してまいります。

2点目の子育て支援についてであります。

少子化、核家族化が進行する中で、少しでも子どもを産み育てやすい環境をつくるため、本年度からスタートした第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援のニーズに合わせた施策の推進に取り組んでまいります。

妊娠期から成人になるまで切れ目のない支援が受けられるよう、子育てに関する総合的な相談・支援を行うため、昨年「子育て支援室」を創設いたしました。さらに専門的な窓口となるよう努めてまいります。

保育園・保育所の3歳以上の保育料及び副食費の無償化等により、経済的負担軽減を継続して実施し、子どもの成長に応じた教育・保育を行ってまいります。

少子化対策として、安心して出産するために、妊婦健診費用の助成に併せて、通院費や産後の母子健診費の助成を継続してまいります。

特定不妊治療費及び不育症治療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図り少子化対策に努めてまいります。

乳幼児などの疾病の早期診断、治療の推進及び子育て世帯の負担軽減を図るため、中学生までの医療費助成を継続し、子育て支援、人口減少対策としての定住促進を図り、子どもたちの保健・医療と福祉の増進を図ってまいります。

3つ目であります。健康づくりについてであります。

町民の健康を保持増進するため、健康教育、健康相談、家庭訪問などを積極的に実施してまいります。

食生活サポーターの育成を継続し、地産地消の普及とともに「食で元気なまちづくり」を目指してまいります。

歯と口の健康を守るために、口腔ケア事業を実施し、子どもから高齢者まで一貫した支援をすることで、生活習慣病予防につながる取組を進めてまいります。

今年度も引き続き風疹蔓延予防のため、無料で風疹抗体検査及び予防接種が受けられる体制をつくります。

新型コロナウイルス感染予防に向けた、町民への情報提供として、正しい手洗い方法やせきエチケットのための手作りマスクの作り方、家庭での消毒方法を広報紙などで周知し、予防と感染拡大を防ぎ、安心して過ごせるように支援してまいります。

4つ目の医療体制についてであります。

広尾町国民健康保険病院は、安定的な医療の提供と経営の改善を図るため、平成31年4月に地方独立行政法人へ移行しました。

中期目標に定めた診療体制や専門外来の充実を図るとともに、今ある入院病床を維持し、夜間・休日を含む24時間・365日、救急患者に対応できる地域の中核医療機関として、住民の命と健康を守ってまいります。

今後、療養されている方々への対応を国保病院と関係機関が連携を図りながら強化し、安心して生活してもらえる医療・介護連携システムを推進するよう努めてまいります。

診療体制や専門外来の充実により昨年度の患者数・医業収益は中期計画の目標値を上回る結果となったところです。

疾病を検診などにより早期に発見し、早期に治療を行い疾病の重症化を予防する二次予防医療体制を整備するため、本年度MRIを導入し、引き続き町民への安心・安全な医療提供の充実を図ってまいります。

5点目の国民健康保険・後期高齢者医療についてであります。

国民健康保険は、北海道が財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営に中心的な役割を担っています。本町は地域住民と身近な関係の下、保険給付・保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を行い、地域医療の確保と町民の健康の増進に努めてまいり

ます。あわせて、国民健康保険税の収納率向上に努めてまいります。

また、第3期特定健康診査等実施計画に基づき、メタボリックシンドロームに着目し、「特定健診」を実施するとともに、個々の生活スタイルに応じた特定保健指導を実施し、生活習慣病予防及び疾患の重症化予防に取り組んでまいります。

後期高齢者医療については、社会保障制度をめぐる動向に十分留意しながら、高齢者が安心して必要な医療を受けられるよう、北海道後期高齢者医療広域連合と連携を図り、円滑な制度の運用と適正な執行に努めてまいります。

次に、大きな3点目の「いきいきと輝くまち」についてであります。

今後、人口減少が加速すると見込まれることから、生活・経済圏の維持・確保や生産性の向上などに取り組み、人口減少に適応した地域をつくる必要があります。

人口減少に伴う課題の解決に向け、まち・ひと・しごとづくりを切れ目なく推進するため、本年2月に策定した第2期「広尾町総合戦略」で掲げている4つの政策分野について、関係団体等と連携を図りながら、様々な施策を推進してまいります。

地方創生を推進するため、ふるさと納税や企業・都市部からの支援を得ることができる魅力あるまちづくりを進めてまいります。

移住定住対策は、新型コロナウイルス感染防止のため、移住体験住宅への受入れは当面の間、中止いたしますが、次年度以降の交流人口、関係人口の拡大策を関係機関と連携を図りながら進めてまいります。

地域間交流が関係人口の拡大に大きく寄与することから、従来行っている交流を継続するとともに、新たに十勝全域で取り組む東京都台東区・墨田区との交流を行い、関係人口のさらなる拡大と、町のにぎわいの創出に努めてまいります。

子どもたちが、よりよい社会と幸福な人生の創り手となるよう、「生きる力」を育むことが重要であります。

そのためには、「何のために学ぶのか」という意義を共有し、「社会に開かれた教育課程」を実現していかなければなりません。

昨年スタートした、コミュニティ・スクールについては、各学校の運営協議会による熟議を重ね、学校と地域が目標を共有し、地域の子どもを地域で育ててまいります。

また、地域住民と学校の連携協力体制の整備のため「広尾っ子応援団本部」を充実し、学校を拠点とした地域づくりを進めてまいります。

さらに、町民一人一人が活躍していくため、生涯にわたって、あらゆる機会や場において学び続けていくことができ、生きがいのある豊かな人生を送ることができる環境づくりのため、生涯学習推進体制の充実を図ってまいります。

児童生徒の学習・生活の場であり、地域コミュニティの拠点である学校施設については、各施設の長寿命化計画を策定し、よりよい学習環境を整備してまいります。

今後も教育政策推進のため、基盤整備に取り組んでまいります。

広尾高校の存続に向けては、支援策などをPRするチラシやポスターを町内、南十勝各町村、帯

広市南部や日高方面へ配布するなど、魅力を広く発信してまいります。

下宿費や遠距離通学費助成、スクールバスの運行などの周知や部活動などの外部講師配置と併せて、「広尾高等学校存続対策協議会」と連携し、町民一丸となって取り組んでまいります。

大きな4点目の「安心して暮らせるまち」であります。

1点目の町民の安全・安心についてであります。

本町の社会状況や地域特性を背景とした自然災害等に対する脆弱さを克服し、町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長につながる強靱化を進める必要があります。

災害時における非常用物資の備蓄は喫緊の課題となっており、円滑な物資の提供を行うことにより被害の抑制を図る必要があります。食料や生活必需品、防災資機材などの必要な物資を避難所等に提供できる環境を整えるとともに、避難所における集団感染防止対策の検討を進めてまいります。

また、災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの作成を関係機関と連携して進めてまいります。

本年は、地域の防災体制の確立と町民の防災意識の高揚を図るため、防災訓練と避難所で起き得る様々な事象のシミュレーションを体験して、相互の連携協力の醸成を高めるとともに、引き続き自主防災組織の設立や育成支援を進め、自助・共助・公助の体制を整えてまいります。

台風などの大雨による流木等の海岸漂着物対策を確実に推進することを、引き続き国や北海道に要請してまいります。

町民が日常生活を送る上で安全と安心を享受するためには、交通安全や犯罪などに対する備えは欠くことができません。

交通安全については、交通事故撲滅を目指し、「デイライト運動」の普及に努め、幼児から高齢者まで各世代に即した交通安全啓発をはじめとした活動に関係機関、団体等との連携を図り、より一層の交通事故防止に努めてまいります。

防犯については、安全で安心して暮らせる町を目指し、警察署と連携した町民への必要な情報提供、町内会や関係機関との連携した防犯対策などに取り組み、安全・安心なまちづくりに努めてまいります。

消防に関しましては、消防団活動への支援及び消防団員の確保に努めるとともに、消防施設の管理・補修、拠点施設の設備整備を実施し、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図ってまいります。

2点目の循環型社会に対応した環境衛生についてであります。

環境衛生対策については、町民の理解と協力を得て、ごみの減量化と資源リサイクルを推進するとともに、資源循環型社会の実現に向けて取り組んでまいります。

また、ごみの不法投棄対策やペットの適切な飼育管理については、関係機関・団体等と連携を強化し町民意識の高揚を図り、清潔で住みよいまちづくりに努めてまいります。

空き家対策については、町民の安全で安心な住環境を確保するため、町内にある危険な空き家等の取壊しに対し、助成を行ってまいります。

また、適切な管理が行われていない空き家等については、個別の状況・事情を把握し指導・助言

を行い、生活環境の保全を図るための措置と空き家等の利活用の促進に努めてまいります。

3点目の消費者保護対策についてであります。

消費生活に関わる問題は多様化・複雑化しており、高齢者等を狙った特殊詐欺などの犯罪が増加傾向にあります。

町民が自主対策意識を高め、安心安全な消費生活ができるよう、町広報紙や防災行政無線などを活用し、注意喚起を行います。また、消費者トラブルから町民を守るために消費者対策パンフレットの配布、消費者相談窓口の維持や関係機関との連携により、消費者の保護や生活の安定に努めてまいります。

4点目の快適な道路と住宅環境についてであります。

町道の維持補修や道路整備については、生活環境の向上を図るため、計画的に実施してまいります。

除雪については、町民の生活に支障のないよう迅速丁寧かつ効率的な除雪に努めてまいります。

公営住宅については、適切な維持管理を実施し、住宅環境の保全・充実に努めてまいります。

5点目の上下水道の整備についてであります。

上水道事業については、老朽配水管の計画的な整備・改良を実施するため、管網整備計画に基づき、水道施設の適正な維持更新に努めるとともに、水道水の安定供給に一層努めてまいります。

簡易水道事業及び簡易給水事業については、老朽化した水道施設の計画的な整備と更新を引き続き実施し、水道施設の効率的な維持管理に一層努めてまいります。

公共下水道事業については、終末処理場のストックマネジメント計画に基づき、機械設備の計画的な更新・改修を進めてまいります。

個別排水処理施設整備事業については、下水道未整備地域における生活環境改善のため、合併処理浄化槽の普及に取り組んでまいります。

6点目のバス路線の維持についてであります。

近年、「帯広・広尾間」については、利用者の減少に加え、国の補助制度の見直しに伴い、沿線自治体の費用負担が増加しております。昨年実施しました乗降調査を基に、利用者へのアンケート調査を行い、バス利用者の増加対策及び沿線市町村の費用負担の軽減策を沿線市町村で構成する協議会において、協議してまいります。

単年度の委託業務契約により運行しております「広尾・庶野間」については、地域住民の利用状況から来年度以降の運行の方向性を本年度中に判断したいと考えています。

札幌市と直結する都市間バス「高速ひろおサンタ号」については、町民にとっての必要性が大きく、さらなる利用者の増加を図り、路線の維持に努めてまいります。

7点目の高規格幹線道路の整備促進についてであります。

高規格幹線道路帯広・広尾自動車道「大樹・広尾間」については、広尾市街までの全線新設が認められ、忠類大樹・豊似間の工事が進んでいます。今後も期成会を中心にあらゆる機会を通して、豊似・広尾間の新規事業化と、一日も早い全線開通を目指し、要請活動を行ってまいります。

大きな5点目であります。「みんなで創るまち」であります。

1つ目の協働のまちづくり・将来を担うひとづくりについてであります。

協働のまちづくりを進める上で、地域コミュニティ活動の中核である町内会活動などの活性化が求められております。

それぞれの地域が持つ特性や特色を生かして、地域の課題を地域のみんなの力で解決できる組織の育成が必要であります。

町民と行政の間で情報交流がしやすいように様々な機会を設置し、町民の意見や要望を生かしたまちづくりを進めてまいります。

令和3年度からスタートする「第6次広尾町まちづくり推進総合計画」の策定に当たっては、町民皆さんの考え方や意見を反映させ、行政、町民、地域団体、事業者等が共有すべき目標の実現のために、それぞれが担うべき責務を明確にした実効性のある計画となるよう策定作業を進めているところであります。

自ら主体的にまちづくり活動に取り組む団体に財政的支援を行うなど、まちづくりへの町民参加をより一層推進してまいります。

この3月に更新されたウェブサイトでは災害情報など緊急情報をタイムリーに、また、SNSと連携した情報入手が可能になり、町民が必要とする情報の発信に努めてまいります。

ウェブサイトと併せて、読みやすく、わかりやすい広報紙づくりを進め、地域の魅力から身近な情報まで幅広く発信してまいります。

2つ目の効率的な財政運営についてであります。

人口減少、少子高齢化が続く中、地方財政を取り巻く環境は、地方交付税の減少など依然として厳しい状況が続いております。

このような中、本町の令和元年度末の町債残高については、全会計を合わせ、約147億円と依然として高い水準にあります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が経済に与える影響は計り知れないものがあり、今後の財政収支の見通しは、さらに厳しい状況が予想されます。

本年度は、第6次まちづくり推進総合計画の策定年度であり、財政収支計画についても見直しを行います。

引き続き第5次行政改革大綱を踏まえた行政執行による財政運営の効率化を図り、将来の世代に大きな負担を残さないよう、安定した財政の自立を目指し、健全で持続可能な財政基盤の確立に努めてまいります。

3点目の広域行政についてであります。

広域的な連携の仕組みを積極的に活用し、少子高齢化や環境問題、情報化の進展といった多様化・高度化するとともに広域化する行政課題への的確に対応してまいります。

十勝に暮らす住民の豊かな生活の確保とさらなる発展と魅力の向上を図るため、「定住自立圏の形成に関する協定書」に基づき、市町村が相互に役割分担し、自治体間連携の取組を進めてまいります。

4点目の教育委員会との連携であります。

総合教育会議において策定した「広尾町教育大綱」を柱に、学校教育、社会教育の充実と広尾高校存続に向け、教育委員会とのさらなる連携を図ってまいります。

結びでありますけれども、以上、令和2年度の町政執行に臨む私の所信を述べさせていただきました。

地方自治体を取り巻く環境は、厳しさが増す一方ですが、地域課題の解決に向け、職員共々「活力のある、町民が安心して暮らせる広尾町」を築くため、全力投球してまいります。

議員の皆様並びに町民の皆様の一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます、令和2年度の町政執行方針とさせていただきます。どうかよろしくをお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、町政執行方針を終わります。

休憩します。

午前11時04分 休憩

午前11時20分 再開

再開します。

◎日程第7 令和2年度教育行政執行方針

1、議長（堀田） 日程第7、令和2年度教育行政執行方針について説明を求めます。

菅原教育長、登壇願います。

1、教育長（菅原） 令和2年第2回定例会の開会に当たり、広尾町教育行政の執行に関する基本的な方針を申し上げます。

初めに、これからの子どもたちには、グローバル化による社会の多様性や絶え間ない技術革新などにより、将来の変化を予測することが困難な時代に、自らの生涯を生き抜く力を培っていかねばなりません。

子どもたちがよりよい社会と幸福な人生の創り手となるよう、「生きる力」を育むことも重要であります。

そのためには、「何のために学ぶのか」という意義を共有し、「主体的・対話的で深い学び」を進めていくため、学校における「カリキュラム・マネジメント」を充実し、教育活動の質を向上することが大切であります。

そして、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を実現していかなければなりません。

平成31年1月にスタートしたコミュニティ・スクールでは、住民からの要望を重点教育目標として掲げ、教育課程を通して、よりよい学校教育、よりよい社会を創るという理念を学校と地域が共有しなくてはなりません。

また、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える活動を担う「広尾っ子応援団本部」では、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互に連携・協働し、様々な活動を進めてまいります。

また、町民一人一人が、生涯において学び、活躍できる環境を整えるため、出前講座や自主講座をはじめとする学習機会や、社会教育・スポーツ団体への支援を充実していかなければなりません。社会人や高齢者の学び直しやライフステージに応じたスポーツ活動の推進など、学びを通じた地域づくりを目指してまいります。

教育委員会といたしましては、これまでの生涯学習の取組や成果、課題を検証し、学校・家庭・地域や関係機関などとの連携を深めながら、地域力を結集し、教育行政の推進に努めてまいります。学校教育関係であります。

グローバル化による社会の多様性や、技術革新などにより、将来の変化を予測することが困難な時代に、自らの生涯を生き抜き、よりよい社会と幸福な人生の創り手となるよう、子どもたちに「生きる力」を育むことが重要となっております。

この「生きる力」を育むためには、学校運営協議会を中心として、学校や家庭、地域、教育委員会、各関係機関が連携し、様々な人々と協働の取組を図っていかなければなりません。

平成31年度に行われた全国学力・学習状況調査では、小学校において、全国平均との差を縮め、授業改善等支援事業による学力向上の成果を実感しているところであります。

本年度は、北海道教育委員会から「学校力向上に関する総合実践事業」の地域指定を受け、学校管理職のリーダーシップの下、全教職員が一つのチームとなって、包括的な学校改善を推進してまいります。

基礎・基本的な知識の定着には、個に応じたきめ細やかな生活・学習指導と規律ある生活習慣の定着が大切であることから、小中学校に教員補助員9名を配置するとともに、中学校に教科指導助手2名を配置し、指導の充実を図ってまいります。

また、長期休業中や放課後においては、これらの教員による補足的な学習を行い、さらなる学力向上に取り組んでまいります。

教育ICTの活用では、全ての小中学校に教科書と連動したクラウド教材とタブレットパソコンを配備し、その相乗効果を高めてまいります。

また、令和2年度から必修化となる小学校でのプログラミング教育の円滑な実施に向け、ハード・ソフト面で教育ICTの環境整備を進めるとともに、ネットワーク機器の強化と、情報セキュリティ対策を図ってまいります。

小中学校における「道徳」の教科化に伴い、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力を養い、いじめを防止する体制づくりを進めてまいります。

また、ネット上のいじめや有害情報が社会問題となっていることから、インターネットの利用マナーや情報モラルの指導、家庭でのルールづくり、ネットパトロールなど、学校はもとより家庭や関係機関とも連携しながら、ネットトラブルの防止に万全を期してまいります。

さらに、困り事を抱えている子どもたちへは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用も図りながら、生徒指導体制と教育相談体制の充実に努めてまいります。

加えて、全ての学級でハイパーQ-Uテストを年2回実施し、学校生活における児童生徒の意欲や満足感、学級集団の状態を継続的に分析し、学校生活における質の向上に努めてまいります。

健やかな体の育成については、全国体力テストの結果を踏まえ、学校体育の充実や少年団、部活動の参加促進による体力・運動能力の向上を図るほか、健康対策の一環としてフッ化物洗口による虫歯の予防と、平成25年度に町が作成いたしました食育推進計画による望ましい食習慣の形成などを通して、心身ともに豊かな健康の保持増進を図ってまいります。

国際理解教育については、これからのグローバル社会において主体的に生きていくため、英語指導助手の活用も図りながら、外国語学習活動を通して必要となるコミュニケーション能力の育成に取り組んでまいります。

また、中学生の海外研修派遣事業につきましては、異文化交流を通じて国際的視野を持つ人材の育成を図るため、効果的な事業内容を検討してまいります。

今年度につきましては、新型コロナウイルスの影響により、中止とさせていただきます。

特別支援教育につきましては、子どもの能力や可能性を伸ばし、自立して社会参加が図られるよう、保・小・中・高の連携による支援体制と子どもの特性に応じた支援方法の工夫・改善に努めるとともに、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな教育を推進してまいります。

教職員の資質向上につきましては、研修への積極的参加を促進するとともに、研さん機会の拡充に努め、子どもたちや保護者に信頼される学校づくりに意を注いでまいります。

また、教員が子どもと向き合う時間の確保に向けて、学校における働き方改革を進めてまいります。

長崎県西海市との姉妹市町交流事業については、相互交流のさらなる発展を目指し、令和2年度は小学生10名を西海市へ派遣する計画でありましたが、今年度については、新型コロナウイルスの影響により、西海市と協議をした結果、中止とさせていただきます。

中高一貫教育は、「地域の教育力を結集し、広尾の子どもは広尾で育てる」を基本理念に、今後も地域の理解と協力により、そのメリットを最大限に生かした教育を展開し、生徒の進路実現を支援してまいります。

また、学校間の連携についても、小・小連携や小・中・高連携をさらに推進し、将来的には小・中・高の12年間を見通した指導計画や教育体制の構築に取り組んでまいります。

学校は、子どもたちの学習・生活の場であると同時に、地震などの災害時には避難施設としても重要な役割を担っています。平成30年度に豊似小学校の新校舎が完成したことにより、町内の全ての学校で耐震化が図られました。

今後は各学校施設ごとに個別の長寿命化計画を策定し、計画的な施設の改修と適切な維持管理を行い、安全・安心な教育環境の確保に努めてまいります。

学校給食については、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達に必要な栄養バランスの取れた給食を提供し、健康の増進、体力の向上を図るとともに、食に関する正しい知識と望ましい食習慣

を身につけるため学校給食を活用し、栄養教諭指導の下、さらなる食育の推進に努めてまいります。

また、施設面では、老朽化した設備等を計画的に更新し、安心・安全な学校給食の提供に努めてまいります。

平成27年度に開始しました広尾高校への給食提供は、生徒、保護者からも好評であり、継続してまいります。

次に、社会教育関係であります。

平成30年度にコミュニティ・スクールを導入し、社会教育課に「広尾っ子応援団本部」を設置しました。

応援団の取組は、十勝管内の町村にも紹介され、同じ取組を行う町村も増えてきております。

地域おこし協力隊のコーディネーターを引き続き配置し、応援団本部の核である「子どもたちの自己肯定感の育成」と、町民皆様による「温かなまなざしに包まれた学校活動」の推進に取り組んでまいります。

学校、家庭、地域、それぞれの教育力を生かしながら、連携した事業の取組が円滑に進められるよう努めてまいります。

また、人口減少など社会が大きく変化する中、町民一人一人が潤いのある健康で心豊かな生活を送るためには、生涯を通じ積極的に学び、その成果を生かせる環境をつくることが重要であります。

第3次の広尾町生涯学習推進計画の策定については、関係者、機関と連携して取り進めてまいります。

芸術・文化関係のサークル活動については、人材育成を図るとともに、地域や分野、年齢などを超えた団体間の交流と連携を図りながら、活動の活発化に向けて支援してまいります。

野塚公民館・音調津総合センターについては、地域の文化・交流活動の拠点施設として、利便性の向上を図りながら適正管理に努めてまいります。

郷土の歴史や文化の継承の役割を持つ博物館等については、その活用と効率的な運営を図りながら、多くの方々に来館していただくことができるよう努めてまいります。また、歴史遺跡の研究と保護・保存にも努めてまいります。

青少年の健全育成については、次世代を担う青少年の健全育成を引き続き図ってまいります。

国際交流については、グローバル化の急速な進展が、社会のあらゆる分野に影響する現在、外国の歴史や文化を理解することが大切となっており、「じかに異文化に触れ、交流する」ことを基本に、中高生の海外研修派遣事業を継続実施するとともに、幼児教育におけるコミュニケーション能力育成の一環として実施をしている英会話教室を継続してまいります。

シーサイドパーク内のオオバナノエンレイソウについては、広尾中学校が環境教育に取り組み、地道な活動が評価され、昨年「前田一步園財団」から表彰を受けました。引き続き保全活動を行うとともに、北海道大学の協力の下、資料収集・整理を続けてまいります。

青少年活動の場であります勤労青少年ホームについては、安全に施設を利用していただくため、適正管理に努めてまいります。

スポーツ振興については、町民一人一人が気軽にスポーツ活動に参加し、自らが健康保持及び増

進のため生涯にわたりスポーツに親しむ環境整備を図るとともに、体育連盟やスポーツ少年団など関係団体や地域と連携し、スポーツ振興に努めてまいります。

体育施設については、利用者のニーズに応えるべく適正管理に努めてまいります。

図書館については、施設の適切な維持管理と図書館資料の計画的な収集及び整備とサービスの向上に努めてまいります。

また、図書館サークル活動を支援するとともに、子育て支援のため「ブックスタート」「おはなし会」「出前おはなし隊」などの活動や一般を対象とした事業についても、ボランティアの協力を得ながら開催してまいります。

今後も、幼児から高齢者まで全ての町民が気軽に利用でき、親しまれる図書館として、今年度は移動図書館車を更新し、その活用や各施設との連携を進めながら読書活動の推進と普及に努めてまいります。

児童福祉会館については、利用しやすい施設として、適正管理に努めるとともに、社会教育関係団体や図書館サークルなどの活動拠点として、活動支援を実施してまいります。

結びになります。

以上、令和2年度の教育行政の執行に関する基本的な方針について申し上げます。

教育委員会といたしましても、平成27年度に設置された総合教育会議において、町長部局との緊密な連携の下、広尾高校の存続に努めるとともに、将来の広尾町を担う子どもたちの教育環境の向上と、学校教育並びに社会教育のより一層の充実に取り組んでまいります。

町民の皆様並びに町議会の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上で、令和2年度の教育行政執行方針とさせていただきます。

1、議長（堀田） 以上で、教育行政執行方針を終わります。

ただいまの町政執行方針及び教育行政執行方針に対する質問は、11日の一般質問時に発言を許しますので、本日の午後3時までに具体的内容を記載した文書をもって通告願います。

◎日程第8 報告第5号

1、議長（堀田） 日程第8、報告第5号 繰越明許費繰越計算書についての報告を行います。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 報告第5号 繰越明許費繰越計算書についてであります。

令和元年度広尾町一般会計繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告をさせていただくものであります。

次のページの別紙の繰越計算書であります。

3款1項、事業名、多機能型事業所ゆうゆう舎新築移転事業補助金でありまして、金額が1,471万8,000円であります。翌年度繰越額も同額の1,471万8,000円でありまして、財源の内訳につきましても、地方債の過疎対策事業債及び一般財源の繰越金であります。

以上で、報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 特に確認することがあれば、発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、報告第5号 繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

◎日程第9 報告第6号

1、議長（堀田） 日程第9、報告第6号 株式会社広尾産業流通振興公社の経営状況についての報告を行います。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 報告第6号 株式会社広尾産業流通振興公社の経営状況について報告申し上げます。

株式会社広尾産業流通振興公社における広尾町の持ち株は130株であり、全株式220株の2分の1以上の出資比率であることから、地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況に関する書類を提出するものであります。

広尾町の意見といたしましては、平成31年度決算に関する書類は的確であり、また、令和2年度事業計画及び予算については適切であると認めたところであります。

平成31年度は、魚介類を主としたふるさと納税返礼品の売上げが伸びたことなどにより、対前年比1.5%増の5,841万1,459円の売上げがあったところでありますが、純利益が126万1,734円となり、次期繰越利益剰余金は1,479万3,649円となったところであります。

今後におきましても、設立目的に沿って一層努力するよう指導監督をしてみたいと考えているところであります。

経営状況の詳細につきましては、担当課長より補足説明をいたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） それでは、株式会社広尾産業流通振興公社の経営状況について補足説明をさせていただきます。別冊でお配りしております平成31年度（第37期）事業報告書をお手元をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

1の会社の概要についてであります。

発行株式総数は、1株5万円で発行株式総数220株、資本金は1,100万円となっております。

持ち株数の内訳につきましては広尾町ほか3団体で、記載のとおりとなっております。

次に、2の平成31年度事業状況報告についてであります。

平成31年度におきましては、魚介類を主としたふるさと納税返礼品の売上げ増加、秋サケの不漁を見込み、原材料の仕入れ値を適正価格にしたことなどによりまして、対前年比1.5%増の5,841万1,000円の売上げがあり、当期純利益が126万1,734円となったところであります。

1)、物産販売事業の株式会社ディノス・セシールでは、秋サケの不漁により販売数量が確保できないことから、テレビショッピングを取りやめ、カタログのみでの販売となりました。主な販売数量の内訳につきましては、記載のとおりとなっております。

次に2)、産地直送販売であります。飲食店での広尾フェア等に広尾町の食材を販売したことや、北海道銀行など取引先との販売を行ったところであります。

次に3)、ふるさと納税返礼品につきましては、魚介類を主として158種類の品数を用意して6,604個、3,895万5,000円の売上げがありました。

2ページをお願いします。

平成31年度（第37期）決算報告についてであります。

3ページをお願いいたします。

平成31年度末の貸借対照表でございます。表の右から2列目の決算額のみを説明させていただきます。

まず、資産の部でございます。Ⅰの流動資産からⅢの繰延資産までの資産の部合計、一番下段になりますが、2,739万9,013円となり、対前年比163万9,700円の増加となっております。

次に、4ページをお願いします。

負債の部でございます。Ⅰの流動負債の未払金、未払法人税等、未払消費税の負債の部合計が160万5,364円となっております。

純資産の部につきましては、Ⅰの株主資本からⅢ、新株予約権までの合計、下から2行目の2,579万3,649円となるものであります。

したがって、負債、純資産の部合計が2,739万9,013円となり、前のページの資産の部合計と同額となるものであります。対前年比163万9,700円の増加となっております。

次に、5ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。Ⅰの売上高が5,841万1,459円となり、対前年比87万2,568円の増加となりました。次に、Ⅱの売上原価ですが、商品仕入高が4,306万8,713円となり、対前年比103万49円の増加、売上総利益は1,534万2,746円となり、対前年比15万7,481円の減少となりました。売上総利益からⅢの販売費及び一般管理費の1,388万2,639円を差し引いた営業利益につきましては146万107円となり、これにⅣの営業外収益4,108円を加えた経常利益が146万4,215円となるものであります。これに特別利益と特別損失を計算しまして、下から3行目でございますが、税引き前当期純利益の146万7,734円に法人税及び住民税の20万6,000円を差し引いた額の126万1,734円が当期純利益となったものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

販売費及び一般管理費の計算内訳でございます。決算額は1,388万2,639円であり、対前年比で

178万6,025円の増加であります。主な要因といたしましては、運賃の増加によるものであります。

次に、7ページをお願いいたします。

財産目録、資産の部であります。Ⅰの流動資産とⅡの固定資産を加えた資産の部合計は、2,739万9,013円となっております。

8ページをお願いします。

負債の部であります。Ⅰの流動負債合計が185万5,064円となっており、資産の部合計額から負債の部合計額を差し引いた2,554万3,949円が差引き正味財産となるものであります。

次に、9ページにつきましては、決算報告書監査に関する意見書でございます。

10ページをお願いします。

剰余金処分の承認についてであります。1)の1、前期繰越利益金が1,353万1,915円でありまして、当期の純利益126万1,734円を加え、1,479万3,649円を次期繰越利益剰余金とするものでございます。

11ページをお願いいたします。

令和2年度事業計画についてであります。2年度につきましては、昨年同様に株式会社ディノス・セシールのカatalog販売等での事業展開を計画しており、商品を厳選しながら限定数の拡大とさらなる品質の向上を進めるほか、通年販売できる商品の開発と販路の拡大に努めたいと考えております。さらに、魚介類等を主体として町内原材料を取り込んだ新商品の開発に取り組んでまいります。

ふるさと納税返礼品につきましては、品ぞろえの充実と新商品の発掘に取り組んでまいります。

12ページをお願いいたします。

事業計画に伴う収支予算でありますけれども、1の純売上高であります。魚介類商品を主体とした販売やふるさと納税返礼品の売上げにより、売上高6,269万1,000円を見込み、売上原価4,240万円、一般管理費1,740万6,000円を差し引きした288万5,000円を営業利益と見込んでいます。営業外損益を1万円と見込み、経常利益を289万5,000円とし、法人税、住民税を差し引いて純利益179万9,000円を見込み、収支計画とするものであります。

次の13ページにつきましては、役員の状況を記載しております。

以上で、補足説明とさせていただきます。

1、議長（堀田） 特に確認することがあれば、発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、報告第6号 株式会社広尾産業流通振興公社の経営状況についての報告を終わります。

◎日程第10 報告第7号～日程第11 報告第8号

1、議長（堀田） 日程第10、報告第7号 専決処分の報告についてと日程第11、報告第8号 専決処分の報告についての2件を一括して行います。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 報告第7号及び報告第8号の専決処分の報告について、一括して報告をさせていただきます。

特別養護老人ホーム施設内におきまして、職員が介護中に入所者の補聴器を損壊させたことによる損害賠償の額並びに執行に要する補正予算を、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について専決処分をいたしましたので、報告を申し上げます。

最初に、報告第7号についてであります。

次のページの専決処分書であります。

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づく業務中の財物損壊事故に係る損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて、専決処分をしたものであります。

事故の相手方、賠償の理由及び和解の内容、損害賠償額につきましては、記載のとおりであります。

処分日につきましては、令和2年5月20日であります。

次に、報告第8号であります。

令和2年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分したものであります。

次のページの専決処分書であります。

専決処分の理由であります。業務中の財物損壊事故による損害賠償の額を定めたことに伴い、当該損害賠償の執行に要する予算を計上することにつき、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、令和2年5月20日であります。

次のページの令和2年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）であります。

第1条は、予算の総額にそれぞれ3万5,000円を追加し、2億7,373万5,000円とするものであります。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正でありまして、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

9ページの第1表をお願いいたします。

補正の歳入であります。

4款1項雑入であります。歳出同額の施設賠償責任保険金を追加するものであります。

次に、歳出であります。

1款1項施設介護サービス事業費は、損壊させた補聴器の損害賠償金3万5,000円を追加するものであります。

以上で、報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、報告第7号及び報告第8号 専決処分の報告についてを終わります。
昼食のため、休憩します。

午前 11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

再開します。

◎日程第12 承認第4号

1、議長（堀田） 日程第12、承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。
提出者に提案理由の説明を求めます。
村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次の事件を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めます。

記といたしまして、令和2年度広尾町一般会計補正予算（第5号）であります。

次のページの専決処分書であります。

地方自治法の定めにより、専決処分をしたものであります。

令和2年度広尾町一般会計補正予算（第5号）についてでありまして、別紙にお示しをしたとおりであります。

専決処分の理由であります。広尾町商工会が発行する広尾町地域振興プレミアム付商品券発行事業に対する補助について、地方自治法179条第1項議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、令和2年5月26日であります。

次のページの令和2年度広尾町一般会計補正予算（第5号）であります。

第1条は、予算の総額にそれぞれ2,520万円を追加し、76億1,409万1,000円とするものであります。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正でありまして、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

補正の歳入であります。

18款1項繰入金は、事業の財源として財政調整基金から繰入れをするものであります。

次のページの歳出の補正であります。

6款1項商工費2,520万円の追加は、商工会が発行し販売する広尾町地域振興プレミアム付商品券に係るプレミアム分及び事業の諸経費の補助であります。

事業の詳細につきましては、担当課長より補足説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 補足説明をさせていただきます。

議案資料の1ページをお開き願います。

広尾町地域振興プレミアム付商品券発行事業補助金についてであります。

1、目的としましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして売上げが減少する商工業者を支援するために、商工会が発行する商品券に対して補助することで地域の経済対策に資することを目的としております。

2、商品券の名称としましては、新型コロナウイルス対策の広尾町地域振興プレミアム付商品券となります。

3、商品券の発行につきましては、1枚当たり500円とし、1組13枚を5,000円で販売します。13枚のうち2枚は飲食店での利用限定とします。お1人様10組となる5万円までを購入の上限とします。発行組数は1万6,000組で、発行総額1億400万円、うち2,400万円をプレミアム分として補助させていただきます。

4、商品券を利用できる商工業者は、公募を行いまして、応募のあった町内の商工業者といたします。

5、商品券の使用期間としましては、6月21日から12月20日までとし、期限が切れた商品券は使用できないものといたします。

今後の予定といたしましては、6月の年金支給日後の最初の日曜日となる6月21日の10時から19時までコミュニティセンター1階の第1会議室にて販売をし、6月22日以降につきましては、商工会で販売をいたします。新型コロナウイルスの感染防止対策として、来場者に対しましてはマスクの着用などを協力してもらい、販売側としても、通路や会議室において3密を避けるよう、しっかりと対策を講じた上で販売を行います。商品券は、来場者に対して販売するものとし、代理での購入を認めないものといたします。

以上、補足説明とさせていただきます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決しました。

◎日程第13 同意第3号～日程第23 同意第13号

1、議長(堀田) 日程第13、同意第3号 広尾町農業委員会の委員の任命についてから日程第23、同意第13号 広尾町農業委員会の委員の任命についてまでの11件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 同意第3号から同意第13号までの広尾町農業委員会委員の任命について一括して提案理由の説明を申し上げます。

本案は、広尾町農業委員会委員が令和2年7月19日をもちまして任期満了となりますことから、その後任の委員につきまして農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、町長が任命することに議会の同意を求めるものであります。

委員の選出につきましては、令和2年3月23日から4月27日までの期間に募集を行い、定員11名に対して、団体推薦等を含む11名の応募がありました。その後、5月11日に候補者選考委員会の開催を行い、今回同意を求める新たな11人の方につきまして選出を行ったところであります。

議案資料に今回同意を求めます候補者を一覧にしておりますので、資料で説明を申し上げます。議案資料の2ページをお願いいたします。

経歴等については記載のとおりでありますので、説明を省略いたします。

まず、同意第3号で、広尾町字野塚3線31番地の齋藤美富氏であります。

次に、同意第4号で、広尾町字野塚8線77番地の澤田宏之氏であります。

次に、同意第5号で、広尾町字紋別15線32番地の今村弘美氏であります。

次に、同意第6号で、広尾町字野塚11線6番地2の菊地亮太氏であります。

次に、同意第7号で、広尾町字野塚12線28番地2の上野潤氏であります。

次に、同意第8号で、広尾町字紋別14線98番地の大森康雄氏であります。

次に、同意第9号で、広尾町字紋別21線125番地2の岡本宏氏であります。

次に、同意第10号で、広尾町字紋別17線84番地2の相良誠氏であります。

次に、同意第11号で、広尾町字紋別839番地8の田辺敏晴氏であります。

次に、同意第12号で、広尾町字紋別16線138番地の中川精一氏であります。

次に、同意第13号で、広尾町公園通南3丁目3番地32の永留幸子氏であります。

委員の任期につきましては、令和2年7月20日から3年間であります。

以上、同意第3号から同意第13号までの提案理由とさせていただきます。

ご審議の上、同意賜りますようお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でありますので、広尾町議会の運営に関する基準に基づき、質疑及び討論を省略します。

これより採決します。

初めに、同意第3号 広尾町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

次に、同意第4号 広尾町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

次に、同意第5号 広尾町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

次に、同意第6号 広尾町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

次に、同意第7号 広尾町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

次に、同意第8号 広尾町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

次に、同意第9号 広尾町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

次に、同意第10号 広尾町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

次に、同意第11号 広尾町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

次に、同意第12号 広尾町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

次に、同意第13号 広尾町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

◎日程第24 議案第49号

1、議長(堀田) 日程第24、議案第49号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院中期計画の一部変更の認可についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第49号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院中期計画の一部変更の認可について提案理由を申し上げます。

本案は、地方独立行政法人法第26条第1項の規定により、地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院の中期計画の一部変更を認可するに当たり、同法第83条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

この中期計画は、令和元年度から令和4年度までの4年間において中期目標を達成するために国保病院が策定した計画であります。中期計画の変更理由につきまして、主たるものは、医療機器等整備事業におけるMR Iの導入時期を令和3年度から令和2年度に1年早めたことに伴う関連事業費の変更によるものであります。

医療機器の整備は救急医療、疾病予防、重症化予防などの充実に不可欠なものであり、国保病院が本町の中核的医療機関として地域に根差した医療、質の高い医療の安定的な提供が期待できる計画変更であると認められることから、認可すべきと判断したものであります。

詳細につきましては、担当課長より補足説明をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

宝泉保健福祉課長。

1、保健福祉課長（宝泉） 初めに、お断りをさせていただきます。

議案第49号につきまして、議案追加資料としまして、病院の増築工事の図面をお手元にお配りさせていただきました。後ほどご覧いただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第49号について補足説明をさせていただきます。

議案資料の3ページをご覧ください。

中期計画の一部変更の新旧対照表でございます。

表の右側、現行の欄、第12、業務運営に関する事項、1、施設及び設備に関する計画、表内の上段、病院施設・設備の整備の項、予定額「2,000万円」は、表の左側、変更後の欄「1億1,000万円」に変更されます。9,000万円の増額は、医療機器MR Iの導入に伴う建物の増築によるものであります。この建物の増築につきましては、MR Iの導入に当たり、中期計画の策定当初は既存の建物の改修費用としまして2,000万円が予定されておりましたが、MR Iの設置と稼働における患者や医療スタッフの動線の確保や関連スペースの面積の見直しなどから、建物の改修ではなく増築の必要が生じたものであります。また、新型コロナウイルスの感染防止対策としまして、それまで超音波検査室として使用していたスペースを発熱外来診察室に用途を変更し、当面はこの診療体制で感染症対策を行う必要があることから、新たな超音波検査室を増築箇所に設けることになったため、当初の見込みより、全体の増築面積が増え、工事費が増額となっております。

ここで、議案追加資料の1ページをご覧ください。

建物の増築工事の位置図でございます。

下の大きな丸の囲みが増築箇所で、その上の小さな丸の囲みが超音波検査室から発熱外来診察室に用途を変更した箇所でございます。

2ページをご覧ください。

増築箇所の拡大平面図でございます。太線で囲んだところが増築箇所で、右側の糸巻きのようなイラストがMR Iでございます。左下の渡り廊下1で患者の動線を、上の渡り廊下2で医療スタッフの動線をそれぞれ確保します。中央のエコー室と表示されているところは、新たに設ける超音波

検査室でございます。

なお、増築面積につきましては、当初予算では62平方メートルとされておりましたが、このたびの変更により、128.61平方メートルになっております。

議案追加資料、図面の説明は、以上でございます。

議案資料に戻っていただき、3ページをご覧ください。

表の右側、現行の欄、1、施設及び設備に関する計画、表内の下段、医療機器等の整備・更新の項、予定額「1億7,700万円」は、変更後の欄「1億8,500万円」に変更されます。800万円の増額は、MRIの購入予定額の変更、超音波診断装置（エコー）の追加購入など、医療機器の整備計画の変更によるものであります。

次に、3、中期目標の期間を超える債務負担につきましては、1の施設及び設備に関する計画の予定額の変更により、その財源となる長期借入金の額が増加することから、表内の下段、長期借入金償還債務の項の償還額がそれぞれ記載のとおり変更になるものであります。

次に、議案資料の4ページから5ページをご覧ください。

中期計画の予算の新旧対照表でございます。MRIの導入時期が令和3年度から令和2年度へ変更されたため、令和3年度の予算額が減少し、令和2年度分が増加しております。

4ページをご覧ください。

変更後の欄、別表1、収入でございます。3つ目の資本収入、長期借入金の項、R2年度の欄1億9,900万円は、MRIを含む医療機器の購入と建物増築工事に係る起債分で、町が貸し付けるものであります。その下の運営費負担金の項、R2年度の欄2,995万5,000円は、独法移行前の企業債償還元金と医療機器の購入に係る町の負担金と交付金であります。その下のその他資本収入の項、R2年度の欄1,072万5,000円は、MRIを含む医療機器の購入に係る国と道の補助金であります。

次に、支出でございます。下から2つ目の投資支出、建設改良費の項、R2年度の欄2億999万5,000円は、MRIを含む医療機器の購入と建物増築工事費であります。

続いて、議案資料6ページから7ページをご覧ください。

中期計画の資金計画の新旧対照表でございます。MRIの早期導入により予算と連動しまして、記載のとおり、令和3年度の資金の収入支出額が減少し、令和2年度分が増加しております。

補足説明は以上です。よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「質疑なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第 49 号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院中期計画の一部変更の認可についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 25 議案第 50 号

1、議長(堀田) 日程第 25、議案第 50 号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第 50 号 工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、工事請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事名につきましては、西通排水区流末改修工事であります。

契約額は、5,885 万円であります。

契約の相手方は、広尾郡広尾町並木通東 2 丁目 151 番地 3、株式会社畑下組、代表取締役高橋正幸であります。

工事の概要についてであります。

施工場所につきましては、西 2 条 1 丁目であります。老朽化した雨水排水はけ口の改修工事であります。

予定工期につきましては、本議案の議決後、令和 3 年 3 月 31 日までであります。

指名業者等の状況についてであります。高堂建設株式会社南十勝支店、拓殖工業株式会社、株式会社畑下組の 3 業者をもって入札を行いまして、落札率は 98.2%であります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「質疑なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第 50 号 工事請負契約の締結についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 26 議案第 51 号～日程第 27 議案第 52 号

1、議長（堀田） 日程第 26、議案第 51 号 広尾町税条例の一部を改正する条例の制定についてと日程第 27、議案第 52 号 広尾町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についての 2 件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第 51 号と議案第 52 号につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

今回の広尾町税条例及び広尾町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急対策における税制上の措置により、地方税法等が令和 2 年 4 月 30 日改正公布されたことに伴う本町条例の関連条文の改正であります。

議案第 51 号、広尾町税条例の主な改正内容であります。

1 つ目は、徴収の猶予制度の特例関係であります。

2 つ目は、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置であります。

3 つ目は、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置の拡充であります。

4 つ目は、軽自動車税の環境性能割の特例措置の延長であります。

5 つ目は、寄附金税額控除の特例であります。

このほか、住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人住民税における対応等であります。

議案第 52 号、広尾町都市計画税条例の改正につきましては、法律改正に合わせての改正であり、先ほど税条例で申し上げました中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る軽減措置であります。

詳細につきまして、担当課長より補足説明をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

齊藤住民課長。

1、住民課長（齊藤） それでは、補足説明をさせていただきます。

議案資料にて説明をさせていただきます。

議案資料の 8 ページをお願いしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置でございます。

Iの広尾町税条例の一部改正であります。第1条による改正でございます。

1の徴収の猶予制度の特例関係です。

(1)としまして、徴収猶予の特例に係る手続等です。申請書の訂正または添付すべき書類の訂正が求められた場合、その通知を受けた日から20日以内に提出することを徴収猶予の特例に係る手続として求めるものです。徴収の猶予制度の特例の概要です。収入が大幅に減少した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収猶予できる特例を設けるものです。令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する町税等について適用します。その際、施行日前に納期限が到来している町税等についても遡及して適用するものでございます。条例附則第24条関係、施行日は公布の日でございます。

次のページをお願いしたいと思います。

2としまして、固定資産税関係です。

(1)、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置です。令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を2分の1またはゼロとするものです。令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上が前年の同期と比べて30%以上50%未満減少している方については2分の1、50%以上減少している方についてはゼロとするものでございます。第1条による改正、第2条による改正でございます。

(2)、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合についてです。生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象を拡充するものです。特例率は、現行と同様3年間ゼロとするものです。拡充内容については、右下の四角に記載されていますが、対象資産に事業用家屋と構築物を追加するものでございます。

10ページになります。

3、軽自動車税関係でございます。

(1)、軽自動車税の環境性能割の非課税です。軽自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特例措置の適用期限を延長しまして、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車、軽自動車を令和3年3月31日までに取得したものを対象とするものでございます。

次、11ページをお願いします。

第2条による改正でございます。

1、町民税関係です。

(1)、寄附金税額控除の特例です。イベントを中止した事業者に対する払戻し請求権を放棄した方への寄附金税額控除の適用に係る個人住民税における対応です。下の対応の欄になりますが、所得税において寄附金控除の対象となるもののうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして、地方公共団体の条例で定めるものについて個人住民税の税額控除の対象とするものです。対象金額については、上限20万円とするものです。

次の12ページでございます。

(2)、住宅借入金等特別税額控除の特例です。住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人住民税における対応によりまして、住宅借入金等特別税額控除について、一定の場合に、その適用期限を令和16年分の個人住民税まで延長することとするものです。下の対応欄の、さらに米印を見ていただきたいと思います。新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、令和2年12月31日までに居住の用に供することができなかつた場合についても、一定の条件の下、令和3年12月31日までに居住の用に供したときは、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除を適用する場合、住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除し切れなかつた額を控除限度額の範囲内で個人住民税から控除するとするものでございます。

附則でございます。この条例につきましては、公布の日から施行するものです。第1条です。ただし、第2条については、令和3年1月1日から施行するものでございます。

13ページをお願いしたいと思います。

II、広尾町都市計画税条例の一部改正でございます。

1として、都市計画税関係といたしまして、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る都市計画税の軽減措置ですが、内容としましては、税条例でご説明しました償却資産及び事業用家屋に係る軽減措置と同じ内容となっております。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行します。第1条関係です。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行とするとするものでございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案2件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案2件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は討論を省略します。

これより議案第51号 広尾町税条例の一部を改正する条例の制定についてと議案第52号 広尾町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括採決します。

お諮りします。本案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

◎日程第28 議案第53号

1、議長（堀田） 日程第28、議案第53号 広尾町介護保険条例の一部を改正する条例の制定に

ついてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第53号 広尾町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正に伴い、低所得者に対する公費負担軽減について引き続き定めるものであります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した等介護保険の第1号保険料の減免に対する財政支援について、併せて定めるものであります。

詳細について担当課長より補足説明をいたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

宝泉保健福祉課長。

1、保健福祉課長（宝泉） 議案第53号について補足説明させていただきます。

議案資料の20ページをご覧ください。

軽減強化による保険料の引下げについてです。

初めに、1の背景は、所得の少ない第1号被保険者の保険料の軽減強化につきましては、平成27年4月から所得階層「第1段階」の軽減措置が既に行われていますが、令和元年度10月に実施されました消費税率の引上げによる増収分を財源としまして、平成31年4月からさらなる軽減強化が図られております。

次に、2の改正趣旨につきましては、昨年度、令和元年度における保険料の引下げでは、従来から軽減措置がなされていた第1段階の保険料をさらに引き下げるとともに、軽減措置の対象を第2段階及び第3段階までに広げられ、これを受けまして、本町においても、第1段階から第3段階までの保険料を引き下げました。

今般、令和2年度における消費税率の引上げの満年度化により、第1段階から第3段階までの負担割合がさらに引き下げられ、保険料の軽減強化のいわゆる「完全実施」が行われたため、これに合わせて本町においても保険料の引下げを実施するものであります。

3の改正内容につきましては、上段①の囲みが前回令和元年度に行った負担割合と保険料の引下げの内容です。

下段②の囲みが今回改正します負担割合と保険料の引下げの内容で、いわゆる完全実施分であります。

次に、議案資料の21ページをご覧ください。

今回の改正で保険料の軽減強化の対象となるのは、令和元年度、前年度と同様に表の上段の第1段階から第3段階までの3階層になります。改正後の負担割合、引下げ後の保険料の年額につま

しては、最上段の第1段階は国が負担割合を表の中央右側、表のタイトル、国が示す負担割合、①、改正前の列、0.375から②、改正後の列、0.30に改正、これを受け、本町の負担割合につきましても、表の右側、表のタイトル、広尾町の負担割合等、改正前③、負担割合の列、0.375から⑤、負担割合の列、0.30に改正、保険料を改正前、④、年額の列、1万9,800円から改正後⑥、年額の列、1万5,800円に引き下げます。第2段階は負担割合を記載のとおり改正しまして、保険料を④、年額3万3,000円から⑥、年額2万6,400円に引き下げます。第3段階につきましても、負担割合を記載のとおり改正しまして、保険料を④、年額3万8,200円から⑥、年額3万6,900円に引き下げます。

続きまして、議案資料の22ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免についてです。

1の改正趣旨につきましては、国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を踏まえまして、第1号被保険者を対象としました保険料の減免規定を新たに設けるものであります。

次に、2の対象者につきましては、囲みの中(1)、新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った方、または(2)、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、その下の①と②に該当する方です。

3の減免割合につきましては、対象保険料額の全部を免除し、またはその10分の8を減額するもので、減額または免除の割合と減免額の算定方法につきましては、「広尾町介護保険料減免取扱要綱」に委任し、同項で規定します。

中段2の対象者、囲みの中(1)に該当する場合は、保険料の全額を免除し、(2)に該当する場合は、下段左の表1、その右の表2、その下の減免額の計算式のとおり減免額を算定します。

補足説明は以上です。よろしくお願いたします。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第53号 広尾町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

午後 1時45分 休憩

午後 2時00分 再開

再開します。

◎日程第29 議案第54号

1、議長（堀田） 日程第29、議案第54号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第54号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、国の財政支援により行うものでありますが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が一定程度減少している世帯の国保税の減免を行うものであります。

改正の内容につきましては、対象となる国保税が納期限を過ぎても申請ができるよう、減免の特例を設けるものであります。

担当課長補佐より補足説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

楠本住民課長補佐。

1、住民課長補佐（楠本） 議案第54号について補足説明をさせていただきます。

議案資料の26ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例についてであります。

1、改正の趣旨については、国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において国保税の減免を行うものでありまして、納期限を過ぎたものでも減免の申請を行えるとする特例を設けるものでございます。

減免の内容については、広尾町新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に係る国民健康保険税減免取扱要綱において別途定めることとしておりますが、概要についてご説明申し上げます。

2、減免の対象となる世帯ですが、(1)として、新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯、この世帯については全額免除です。

(2)は、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見

込まれ、さらに、その下に記載の①から③の全てに該当する世帯です。

3番目の減免の対象となる保険税については、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限のものとなります。

4番目の減免割合及び減免額です。減免額の計算式については、左側の囲みの式のとおりですが、対象保険税に減免割合を掛けて算出するものでございます。対象保険税の額の計算式については、表1のとおりとなっております。右側の表2の減額または免除の割合については、前年の合計所得に応じて5段階に区分されておまして、減免割合全部から10分の2までとなっております。

以上で、補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第54号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第30 議案第55号

1、議長（堀田） 日程第30、議案第55号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第55号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について提案理由を申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づいて策定をした下記辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、議会の議決をいただき、総務大臣へ提出するものでございます。

変更に関する協議において、北海道知事から異議のない旨回答をいただいております。

辺地については、野塚辺地であります。

次のページであります。1の辺地の概況から2の公共的施設の整備を必要とする事情については、省略をさせていただきます。

3の公共的施設の整備計画、平成28年度から令和2年度までの5年間の計画であります。飲用水供給施設の楽古地区配水管整備事業を新たに追加するものでありまして、変更後の金額につきましては上段に括弧書きで、変更前の金額は下段に示しているところであります。

なお、辺地対策事業債につきましては、次年度以降に発生する元利償還金の8割が地方交付税によって措置されるものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第55号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第31 議案第56号

1、議長（堀田） 日程第31、議案第56号 広尾町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第56号 広尾町過疎地域自立促進市町村計画の変更について提案理由を申し上げます。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき策定した広尾町過疎地域自立促進市町村計画を変更するにあたり、北海道が定める当計画事務処理要領に基づき、議会の議決を求めるものであります。

変更の内容といたしましては、第5次広尾町まちづくり推進総合計画第3期実施計画の変更等に

に伴い、事業の追加、事業内容の変更を行うものであります。既に北海道との事前協議が調っているところであります。

議決後は、総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣に提出をする運びとなっているところであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第56号 広尾町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第32 議案第57号～日程第40 議案第65号

1、議長（堀田） 日程第32、議案第57号 令和2年度広尾町一般会計補正予算（第6号）についてから日程第40、議案第65号 令和2年度広尾町水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの9件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第57号 令和2年度広尾町一般会計補正予算（第6号）についてから議案第65号 令和2年度広尾町水道事業会計補正予算（第2号）についてまで、一括して提案説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容であります。4月1日付人事異動及び共済費の負担率の確定等に伴う人件費関係の所要の調整、整理並びに町政執行方針で触れさせていただきました事業に関しまして、事業執行に要する費用の追加を行ったものが主なものであります。

初めに、議案第57号についてであります。

本案は、令和2年度広尾町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2,999万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を77億4,408万4,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

第2条は地方債の補正でありまして、地方債の追加及び変更を第2表でお示しをします。

次に、第2表であります。地方債補正の追加であります。

公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業につきましては、学校教育施設等整備事業債の追加であります。

次に、地方債の変更でありまして、港湾施設整備事業債、緊急防災・減災事業債及び過疎対策事業債につきまして、事業費の追加、変更に伴う限度額を変更するものとなります。

町債の合計に7,280万円を追加し、5億2,230万円とするものとなります。

なお、歳入歳出の詳細につきましては、総務課長補佐より補足説明をさせていただきます。

次に、議案第58号であります。

本案は、令和2年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものとなります。

第1条は、補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるものとなります。

次のページであります。

歳出であります。

1款1項港湾管理費であります。共済費の負担率の確定に伴う減額及び一般会計への繰出金の調整であります。

2款1項上屋管理費682万円の追加であります。老朽化した暖房設備を個別暖房に改修する事業費であります。

次に、議案第59号であります。

本案は、令和2年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものとなります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1万6,000円を減額し、歳入歳出の総額を1億2,998万4,000円とするものとなります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

次のページの歳入歳出の補正内容であります。共済費の負担率の確定に伴う整理であります。

次に、議案第60号であります。

本案は、令和2年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものとなります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ356万円を追加し、歳入歳出の総額を5億2,806万円とするものとなります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

第2条は地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しをするものとなります。次のページの補正の歳入であります。

4款1項は、一般会計繰入金を整理するものとなります。

7款1項町債は、事業の追加によるものとなります。

次のページの歳出であります。

1款1項一般管理費は、共済費の負担率の確定に伴う減額であります。同款2項施設管理費は、下水終末処理場の変圧器のPCB検査手数料の追加であります。

2款1項事業費は、並木通東1丁目の汚水枝線工事に係る実施設計委託料の追加であります。

議案資料の38ページ、それから位置図は議案資料の39ページであります。よろしく願いをいたします。

次に、議案の57ページであります。第2表の関係であります。地方債補正の変更であります。

公共下水道事業債及び過疎対策事業債につきまして、事業費の追加に伴う限度額を変更するものとなります。

町債の合計に360万円を追加し、1億9,190万円とするものとなります。

次に、議案第61号であります。

本案は、令和2年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものとなります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,269万6,000円を追加し、歳入歳出の総額を9億9,329万6,000円とするものとなります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

次のページの歳入であります。

2款2項道補助金939万1,000円の追加は、国保システムの北海道クラウド化に係る特別交付金であります。

4款1項一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金を整理するものとなります。

次のページの歳出であります。

1款1項総務管理費1,158万7,000円の追加は、国保システムの北海道クラウド化に係る負担金及び共済費の負担率の確定によるものとなります。

6款1項健康管理センター費34万8,000円の追加は、健康管理センターの男子トイレの改修工事及び共済費の負担率の確定によるものとなります。

8款1項償還金及び還付金は、国民健康保険税過年度還付金の追加であります。

次に、議案第62号であります。

本案は、令和2年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものとなります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 235 万 2,000 円を減額し、歳入歳出の総額を 6 億 9,592 万 7,000 円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

次のページの歳入でありますけれども、介護保険料の軽減による保険料収入の減額及び歳出の補正に伴う所要の整理であります。

次のページの歳出であります。

人事異動及び共済費の負担率確定に伴う整理、会計年度任用職員の採用による追加のほか、新型コロナウイルス感染症対策事業事務費の追加であります。

続きまして、議案第63号であります。

本案は、令和2年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものとなります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 163 万 1,000 円を減額し、総額を 2 億 7,210 万 4,000 円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

次のページの歳入歳出の補正内容でありますけれども、人事異動及び共済費の負担率確定に伴う整理、電動ベッドの購入費並びに施設の改修工事の追加であります。

お手元の議案資料は 38 ページになります。

次に、議案第64号であります。

本案は、令和2年度広尾町病院事業債管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものとなります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 6,968 万 8,000 円を追加し、総額を 2 億 2,790 万 6,000 円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しをするものであります。

次のページの補正の歳入であります。

1款2項移行後地方債元利収入の追加につきましては、広尾町国民健康保険病院の事業に係る令和元年度町債の借入確定によるものであります。

2款1項町債は、病院施設増改築事業費の見込みによる追加であります。

次のページの補正の歳出であります。

1款1項貸付金は、病院施設増改築事業の町債を病院に貸し付けるものであります。

2款1項公債費は、令和元年度町債の借入れ確定による償還金の追加であります。

次のページの「第2表 地方債補正」の追加であります。

病院事業債及び過疎対策事業債につきましては、事業費の追加に伴い限度額を変更するものであり

ます。

町債の合計に6,960万円を追加し、1億9,900万円とするものであります。

次に、議案第65号であります。

第1条は、令和2年度広尾町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであるものであります。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでありまして、収入で第1款第2項営業外収益から1万6,000円を減額するものであります。

次に、支出であります。第1款第1項営業費用から19万7,000円を減額するものであります。補正の内容であります。共済費の負担金率確定に伴う人件費の所要の調整、整理であります。

第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費でありまして、19万7,000円を減額するものであります。

以上で、議案第57号から議案第65号までの補正予算について、提案理由の説明といたします。議決方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本案9件は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案9件は、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

ここで、委員会の委員長、副委員長を互選するため、予算審査特別委員会の開催を願います。委員会条例第9条第2項の規定により、年長であります星加廣保議員に臨時委員長をお願いいたします。

本会議を休憩します。

午後 2時23分 休憩

午後 2時30分 再開

本会議を再開します。

諸般の報告をします。先ほど設置されました予算審査特別委員会が休憩中に開催され、正副委員長の互選がなされた旨通知がありましたので、報告します。

委員長には浜頭勝議員、副委員長には浜野隆議員が互選されました。

以上で、報告を終わります。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

明日10日は議事の都合により休会とし、明後日11日は午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。
本日は、これにて散会します。

散会 午後 2時31分